審理不尽の結果重大な事実誤認の疑いありとされた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和 4 年 11 月 21 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（あ）第 319 号
【事　件　名】 殺人被告事件
【裁 判 結 果】 破棄差戻
【参 照 法 令】 刑事訴訟法 411 条 1 号・3 号、413 条
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572427

國學院大學教授 **中川孝博**

事実の概要

本件公訴事実は、被告人が、平成 28 年 8 月 9 日、被告人方において、妻である A（当時 38 歳）に対し、殺意をもって、その頸部を圧迫し、よって、その頃、同所において、A を頸部圧迫による窒息により死亡させた、というものである。

被告人が午前 1 時過ぎに帰宅してから 119 番通報した午前 2 時 45 分頃までの間に、被告人方で A が頸部圧迫により窒息死したこと等には争いがない。被告人が頸部を圧迫したことによる他殺か、A 自身が首をつったことによる自殺かが争点とされた。

最高裁判決（以下、「本判決」）は 5 つの用語を独自に設けて判示しており、本判例解説でも踏襲する。そこで最初にこれらの用語を解説しておく。

- 「前額部挫裂創」：A の顔面左前額部にみられる、出血を伴う挫裂創。
- 「本件推認」：被告人が 1 階寝室にあるマットレス上で A の頸部を圧迫して窒息死させたという推認。
- 「本件自殺の主張」：「被告人は、帰宅後、包丁を持った A ともみ合いになり、本件マットレス上で A を押さえ付けたが、A が再び起き上がって包丁を持ったことから、2 階の子供部屋に入りドアを閉じて待った、その間、ドアの外からは『ドドド』などという物音がし、しばらくして子供部屋から出ると、A が階段の手すりに被告人のジャケットを巻き付け、それに首を通して自殺を図っていた」という弁護人の主張。
- 「現場血痕の不整合」：「本件自殺の主張」を前提とし、A が「前額部挫裂創」を負った後に自殺を図ったとすると、被告人方の血痕の付着箇所が限られた範囲（寝室、洗面所、階段、階段下の合計 15 か所）にとどまっているのは説明が困難であること。
- 「顔前面の血痕」：「前額部挫裂創」の周囲を除く A の顔の前面における、血液の付着や、血液が流れたり血液を拭いたりした痕跡。

第一審判決は、以下のような理由を掲げて本件公訴事実どおりの犯罪事実を認定した。

❶ 1 階寝室にあるマットレスに、尿斑や唾液混じりの血痕という窒息第 2 期後半（窒息を伴う態様で頸部圧迫されてから 2、3 分が経過した時期）の痕跡がそろっており、それ以外に窒息第 2 期後半の痕跡が見当たらないこと、❷被告人の右腕に 7 か所の表皮剥脱があり、A の指の爪の付着物から被告人と A の混合 DNA 型と矛盾しない DNA 型が検出されたことなどからすれば「本件推認」ができる。尿斑等が他の事情から生ずる可能性があり得ないとはいえないが、「現場血痕の不整合」などからすれば、自殺の可能性は抽象的なものにとどまり、「本件推認」を妨げない。

これに被告人が控訴したところ、第二審は、第一審判決の理由には一部是認できないところがあるものの結論において相当であるとして控訴を棄却した。以下のような理由による。

「本件推認」は合理的な判断である。しかし「現場血痕の不整合」については、第二審における事実の取調べの結果、さらに 13 か所の血痕が存在する可能性が明らかになったことから、第一審判決の前提は客観的事実に反し誤りである上、「前額部挫裂創」からの出血量や出血態様等に対する十分な検討をしないまま「現場血痕の不整合」を指摘したことは、客観的事実及び経験則等に反して不合理である。

もっとも、「本件自殺の主張」を前提とすると、Ａは「前額部挫裂創」を負った後も、意識のある状態で自殺に向けた行動を取ったことになるところ、その場合、痛みなどから傷に手を当て、血液を拭うなどするはずであり、そうしない限り顔の前面に血液が流れるはずである。しかし、Ａの両手には血液の付着がなく、その痕跡もないことや、血液を拭うなどした際に使用した可能性のある物が見当たらないこと、「前額部挫裂創」の周囲を除くＡの顔の前面には「顔前面の血痕」がないことが認められ、「本件自殺の主張」は客観的証拠と矛盾する。また、Ａの両手に血液の付着やその痕跡がなく、血液を拭うなどした物も見当たらないことからは、Ａは「前額部挫裂創」を負った時点で意識を消失していてそのまま死亡したと推認でき、このことは「本件推認」を強く支える。さらに、階段上でＡが首をつって窒息死した場合、「前額部挫裂創」から直接又は顔を伝って血液が滴下するはずであるが、これと整合する痕跡はＡの着衣や階段上に残されておらず、「顔前面の血痕」もない。このような事実は、「前額部挫裂創」からの出血量や出血態様等が明らかでないことを考慮しても、「本件自殺の主張」を否定する一方で、「本件推認」を支える根拠になる。第一審判決の判断は結論において相当であって事実誤認はない。

これに被告人が上告した。最高裁は第二審判決を破棄し（審理不尽を理由とする点で刑訴法 411 条 1 号、事実誤認の疑いを理由とする点で同法 411 条 3 号を掲げている）、原審に差し戻す判決をした。

判決の要旨

本判決は、第二審判決の事実認定中、「顔前面の血痕」はなく「本件自殺の主張」は客観的証拠と矛盾するとした部分につき「事実誤認の疑いがある」とし、「その原因は、原審で十分な審理が尽くされなかったことにある」と指摘した。以下のような理由による。

第二審では「顔前面の血痕」の有無は争点とされていなかったのに、第二審判決は、別の立証趣旨で取り調べられた 2 種の顔写真を根拠に、「顔前面の血痕」がないと認定した。しかしこれらの写真から「顔前面の血痕」の有無を判断することは困難である。

仮に「顔前面の血痕」があるとすれば、原判決の論理によっても、Ａの両手に血液の付着やその痕跡がなく、血液を拭うなどした物も見当たらなくとも必ずしも不合理でないことになるから、第二審判決が本件自殺の主張を排斥した主要な根拠が失われることとなる。

また、第二審判決は、Ａの両手に血液の付着やその痕跡がなく、血液を拭うなどした物も見当たらないことから、Ａが「前額部挫裂創」を負った時点で意識を消失しており、意識を回復することなく死亡したことが推認できるとし、そのことが「本件推認」を強く支えるともしているが、「顔前面の血痕」があるとすれば、この強い支えも失われることとなる。

さらに、そもそも、原判決も認めるとおり、①Ａの前額部挫裂創からの出血量や出血態様等は明らかでない上、②「本件自殺の主張」によってもＡの自殺前の行動には多様な想定が可能であり、Ａがどの時点で前額部挫裂創を負ったのかも不明であるから、「本件自殺」の主張を前提とした場合に「前額部挫裂創」からの出血がＡの顔面にどのような痕跡を残すのかについても、証拠上明らかでないというべきである。

以上によれば、原審において、「顔前面の血痕」の有無や、それと「本件自殺の主張」との関係について、審理が尽くされたとはいい難く、Ａの両手に血液の付着やその痕跡がなく、血液を拭うなどした物も見当たらないことと併せて、「顔前面の血痕」がないことを挙げ、「本件自殺の主張」は客観的証拠と矛盾するとした原判決の判断は、原審の証拠関係の下では、論理則、経験則等に照らして不合理であるといわざるを得ない。そうすると、原判決には、審理を十分に尽くさなかった結果、重大な事実誤認をしたと疑うに足りる顕著

な事由があり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

本判決は最後になお書きを付しており、差戻審にいくつかの要請をしている（後述）。

判例の解説

一　破棄差戻とした理由

本判決は、審理不尽により事実誤認の疑い[1)]が生じたとして原判決を破棄し、原審に差し戻した。事実誤認を指摘して破棄自判（無罪）するという選択肢も考えられるが、本判決はそうしなかった。その理由を考えてみよう。

「顔前面の血痕」や「本件自殺の主張」に関する第二審判決の判断を除いても「本件推認」の程度が合理的疑いを差し挟む余地のない証明[2)]に達していると最高裁が判断していたのであれば、事実誤認の疑いありとして原判決を破棄することはなかったであろう。したがって本判決は、第一審判決が挙げた❶❷のみを根拠とした「本件推認」だけでは有罪にできないと評価しているはずである。

もっとも、「顔前面の血痕」がないことが証明され、それとの関連で「本件自殺の主張」が成立しないといえるのであれば、それらが「本件推認」の強度を上げることになることを本判決は必ずしも否定していない。しかし第二審は、「顔前面の血痕」がないことは証明されていないのにないと判断し、かつ、「前額部挫裂創」を負った時期やAの自殺前の行動を確定させる証拠もないのに一定の行動を前提とした推認を行うという、論理則、経験則等に照らして不合理[3)]な判断をしてしまった。これらの点につき最高裁で事実調べをするわけにはいかない。そこで、第二審のような判断をする（しなければならないとまでは言っていないことに注意）のであれば、これらの点を争点化して当事者に攻防を尽くさせる必要があると判断し、差戻としたのだろう。

二　なお書きの意味

本判決なお書きの要請は3点ある。第1に、第二審判決と同様に「顔前面の血痕」がないことを「本件推認」の根拠とし、「本件自殺の主張」を排斥する根拠とするのであれば、「顔前面の血痕」の有無はもとより、本件自殺の主張を前提とした場合に「前額部挫裂創」からの出血がAの顔面にどのような痕跡を残すのかについて、当事者双方の主張立証を尽くさせることが必要と述べている。第二審判決と同じ根拠を挙げることを必然とはしていないが、仮に同じ根拠を挙げるのであれば、上記2点について当事者に争う機会を十分に与えるべきことを要請している。本判決が審理不尽を指摘した2点は、「顔前面の血痕」の有無、および、それと「本件自殺の主張」との関係だが、ここでは後者が「Aの顔面にどのような痕跡を残すのか」という表現に置き換えられている。どのような痕跡を残すのかが明らかにならないと「本件自殺の主張」との整合性を問うための推認ができないことを強調したのであろう。なお、本判決は、**判決の要旨**において紹介したように①②の理由を挙げて「Aの顔面にどのような痕跡を残すのか」が明らかでないと判断したのであるから、医学的な見地からの新証拠だけでは足りず、Aの行動に関する新証拠も必要となるだろう

第2に、これらの事実を証拠上認定できないときには、それでも「本件推認」が成立するのか、「本件自殺の主張」を排斥し得るのか検討する必要があると判示している。第二審判決と同じ枠組みに立つならば、これらの事実が認定できないならば「本件自殺の主張」を排斥できないこととなり、「本件推認」も強固な支えを失って推認力は低いものとなると思われ、このような判示は不要という気がしないでもない。おそらく、被告人宅における血痕の付着状況をすべて示してはいない証拠しかないにもかかわらず、すべて示していると勘違いして事実認定したり（第一審）、画像が鮮明であるはずの電子カルテそのものを調べずに、普通紙にプリントアウトされた不鮮明な写真だけを見て血痕なしと断定したり（第二審）するなど本件においては裁判所の失態が続いていることや、新たな主題を設定して争点を形成せよとまで述べているわけでなく「検討」を求めているだけであることを踏まえると、第1の要請に基づき取り調べられた証拠群を検討する際には、これ以上の失態を犯すことなく証明力を適切に評価せよ、と注意喚起しているものと捉えるべきだろう。

第3に、仮に「本件推認」が成立しない場合でも、

なお訴因の事実が推認できるか否かについて検討する必要が残り、それに応じて自殺の可能性の有無、程度についても検討する必要があると判示している。「本件推認」抜きの事実認定は第一審も第二審も行っておらず、全く新たに訴訟をやり直せと要請しているようにもみえるが、そうだとすると当事者に過度の負担を与えるもので問題であるようにも思える。

ただし、情況証拠による事実認定のあり方という観点からみると、第３の判示が本来の出発点であろう。情況証拠による事実認定は帰納的推論による。帰納的推論を研究する認知科学の分野では、前提となる事実の特性が典型的なほど、前提事例の数が多いほど、前提事例の種類が多様なほど、確信度は強まるという[4)]。本件においては、最上位間接事実の数が少なく、かつ、多様性に欠けており、これらは大きなリスクファクターとなる。

また、「本件推認」はアブダクション（「ある仮説を立てるとその事象が説明できた。だからこの仮説は正しいだろう」という論証法）による。別の仮説でもその事象が説明できるかもしれないから、この推論形式は論理学的には誤りである。このような推論と、当該仮説を説明できる事象（すなわち間接事実）にもっぱら注目して説明が困難な事象から目をそらす人間のバイアス（いわゆる確証バイアス）が結合すると[5)]、誤判の危険性は非常に高まる。なお、「本件自殺の主張」が成り立たないことの論証はいわゆる消去法的認定によるものである。これは演繹的推論であり、成功すれば強力であるが、論証過程において確証バイアスが影響する危険性に注意する必要がある。本件第二審判決がＡの行動仮説を狭いものに限定したのは確証バイアスによるものだろう。

これらのリスクをヘッジするためには、証拠をもれなくリストアップし、１つ１つにつき、被告人がＡを殺害したとして当該証拠が存在する蓋然性と、被告人がＡを殺害していないとして当該証拠が存在する蓋然性を冷静に検討し、当該証拠を検討する前の事前確率を更新していくという作業（いわゆるベイズ更新）を繰り返していく必要がある[6)]。本判決が、この第３の箇所においてのみ、「本件推認」と「本件自殺の主張」という狭い対立構造を前提とせず、「本件自殺の主張」に限定しないで「それに応じて自殺の可能性の有無、程度」を検討せよと述べたのは、視野狭窄に陥ることなく、被告人がＡを殺害したとして当該証拠が存在する蓋然性と、被告人がＡを殺害していないとして当該証拠が存在する蓋然性を冷静に検討することを求めているからだろう。

●――注

1）刑訴法 411 条３号は「事実の誤認がある」と規定しているが、最高裁は「事実の誤認があると疑うに足る顕著な事由」がある場合もこれにあてはまるとしている。最判昭 28・11・27 刑集７巻 11 号 2303 頁参照。

2）最高裁の用語法による。最決平 19・10・16 刑集 61 巻７号 677 頁参照。

3）事実誤認とは当該事実認定が「論理則、経験則等に照らして不合理であることをいう」と述べた最判平 24・2・13 刑集 66 巻４号 482 頁のフレーズを踏襲している。

4）例えば、市川伸一『考えることの科学』（中公新書、1997 年）48 頁以下参照。

5）本件においても、例えば２階にある子ども部屋のドア外側には包丁で突き立てられた跡が多数ついていることが報道されており（例えば篠田博之「講談社元社員の『妻殺し』とされる事件を報じた NHK『クロ現』の大きな反響」https://news.yahoo.co.jp/byline/shinodahiroyuki/20220422-00292557（2023 年５月８日閲覧）参照）、第一審でもこれに関連する証拠が取り調べられているはずだが、第一審判決においても第二審判決においてもこの被告人に有利証拠は全く登場しない。

6）最判平 22・4・27 刑集 64 巻３号 233 頁が示した「間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていることを要する」というテーゼは、まさにベイズ意思決定論に基づくものと捉えることができる。太田勝造「『被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することが極めて困難な間接事実』について」法論 92 巻４＝５号（2020 年）37 頁、中川孝博「『被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係』（最判平 22・4・27）は間接事実中に必要か」赤池一将ほか編『刑事司法と社会的援助の交錯　土井政和先生・福島至先生古稀祝賀論文集』（現代人文社、2022 年）416 頁、同「『間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていることを要する』（最判平 22・4・27）は事実認定判断方法の基準を示したものか」国学院 60 巻４号（2023 年）245 頁参照。